

登園自粛要請の解除等について

(令和2年5月15日現在)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月13日から保育所等の登園自粛を要請したところ、多くの保護者の皆様にご協力いただき、あらためて感謝申し上げます。このたび、国の緊急事態宣言が解除され、金沢市立小中学校において、5月20日から登校日が実施されることを受け、次のとおり、登園自粛の要請を解除することとします。

1. 登園自粛要請の解除について

5月20日(水)から保育所等の登園自粛要請を解除し、通常保育を行います。

なお、緊急事態宣言の解除後も基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があることから、引き続き仕事を休んで家にいることが可能なご家庭につきましては、登園を控えるなどご協力をお願いいたします。

※この協力のお願については、5月31日(日)までとします。

2. 保育料について

保育施設や保護者の準備、市立小中学校の分散登校等を踏まえ、5月31日(日)までの間、引き続き登園自粛をした児童については、欠席日数に応じて保育料等を減額します。

※ 保護者の皆様には、以下のことについて、引き続きご理解・ご協力を
よろしくお願いいたします。

【保護者の皆様へのお願い】

○ 保育所等への登園の際の健康管理について

- ・保育所等の登園にあたっては、登園前にご家庭で子どもの体温を計測し、発熱等の症状がある場合は、登園はしないで、家庭で様子を見てください。
- ・熱が下がってから少なくとも24時間以上経過し、症状が改善するまでは、登園せず家庭で様子を見てください。
- ・登園してからも、引き続き子どもの健康状態にご留意ください。

○ 園児やご家族ともに不要不急の外出は控えてください。

○ 園児やご家族について、「感染が確認された」あるいは「濃厚接触者として特定された」場合には、必ず利用施設にご連絡いただきますようお願いいたします。

3. 保育所等の休園等について

PCR 検査で陽性となった子どもや施設職員が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合などは、金沢市として当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を行いますので、ご承知おき願います。

4. 育児休業等の取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症に起因して、就労先との調整の結果「就労開始日」や「育児休業からの復職（切り上げ）」を延期される場合、当面の間は、当初の認定内容（認定事由・認定期間等）の変更や保育所等の退園を求めないこととしました。

①復職期限 : 6月30日（火）まで延長

②保 育 料

登園の有無にかかわらず、利用内定日からの保育料をご負担いただくこととなります。例えば、「4月15日利用開始日」で保育所等の利用が決定した場合、「就労開始日」や「育児休業からの復職（切り上げ）」を延期した場合でも、4月15日からの保育料が発生しますが、4月13日～5月31日の期間については、保育料を日割り計算により減額いたします。

③手 続 き : 就業等証明書（新たな育児休業の取得、復職年月日記載のもの）を勤務先から受け取り次第、保育所等に提出してください。

5. 求職活動の取扱いについて

求職活動を保育の事由とする場合の有効期間は90日ですが、この有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、求職事由での再認定を認める場合があります。